

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

中之条町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 中之条地域

(1) 現況

本地域は、標高300mから400mの比較的平坦な南向きの河岸段丘に開けた、町中心部に位置している。

水稻栽培を中心に酪農や花卉栽培が行われているが、都市計画による用途区域が設定されており、水田地帯であったJR中之条駅南地区などは、近年の都市開発により介在農地が多く見られるようになった。

町全体が過疎化にあっても定住人口の減少が鈍いこの地域では、都市化が進行していることから、農用地の確保とともに排水などの水利用において、留意する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業を推進することで、地域の生産基盤を確保し、都市化する現状においても農業生産活動が実施できるよう、多面的機能の発揮し、都市と農村の調和を図る。

2 沢田地域

(1) 現況

本地域は、標高400mから800mに位置する中山間地域である。

四万川と上沢渡川、またその支流を水源とした稲作の他、「沢田の味」に代表される加工野菜の産地となっている。またリンゴ、梨などの果樹栽培も盛んで、四万、沢渡温泉の観光客をターゲットにした直売施設が沿線国道に並び、秋になると賑わいをみせる。

ただ折田地区を除く山間地域では、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下し、その結果有害獣被害が増加し、農業生産活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業を推進することで、農用地の荒廃化を防止し適度な管理を行

うことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 美野原・成田地域

(1) 現況

本地域は、吾妻川の河岸段丘最上部の標高600mから800mに位置する、200haに及ぶ農用地を有する町内最大の穀倉地帯となっている。

「美野原」地区と「成田」地区に区分され、美野原地区では水稲を中心に、他にも一般野菜、花卉・花木、施設園芸が行われている。また成田地区では水稲、花卉・花木、施設園芸の他、担い手への土地集約により、近年では乾燥芋用のサツマイモ栽培や酪農家による飼料作物の大規模栽培が行われている。

担い手への土地集約がし易い基盤にあるため、今後美野原土地改良区などを中心に、環境保全に適応した栽培方針も取り組んでいく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、町内最大の穀倉地帯である本地域の多面的機能をより一層高めるため、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業を推進する。

4 伊参地域

(1) 現況

本地域は、ほぼ全域が標高500mから800mの山間地に属しており、複数の水源に属する小規模不整形な水田が多く存在する。

人口減少が著しく、次世代の定住もすすまないことから、地域営農の一部が既に破綻している状況にある。これに伴い有害獣被害の発生も増加し、生産意欲の低下や所得の減少を招いている。

そのような中でも五反田地区での花卉栽培への新規就農者の出現や、「花ゆかり」を代表とする食味値の高い稲作などは、この地域の存続に関わる数少ない農業経営といえる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業を推進し、行政区単位を基本とする集落全体での農用地維持を図り、多面的機能の発揮を促進する。

5 名久田地域

(1) 現況

本地域は、名久田川と赤坂川を水源とした水田を中心に、比較的農地基盤整備が進んだが、傾斜角度のきつい場所が多い。また畑地では、一般野菜の他にコンニャクや飼料作物の栽培が行われている。

ただいずれの耕地も担い手への集約が進行過程に有り、認定農業者を中心に、この状況を継続していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業を推進し、担い手への土地集約を一層推進し対象農用地を維持することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6 六合地域

(1) 現況

本地域は、白砂川水系の谷間地区と、「暮坂」「田代原」「湯久保」地区といった高原地区に広がる「旧六合村」全域とする。

全地区で共通してクリスマスローズやオランダセダムといった花の施設栽培が盛んで、重要な経営資源となっている。また高原地区ではそばや名産の花豆などが比較的大規模に栽培されている他、畜産農家による酪農も行われている。

ただ農業者の高齢化が著しく、元々人口も少ないことから、集落機能の低下が顕著で、今後の農業生産活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	中之条地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業、 大字西中之条、中之条町、伊勢町、青山、市城
	沢田地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業、 大字山田、上沢渡、下沢渡（美野原、成田地域の重複地区を除く）、四万（四万温泉地区及び美野原、成田地域の重複地区を除く）、折田（美野原、成田地域の重複地区を除く）
	美野原、成田地域	法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業、 沢田地域、伊参地域と重複しない大字下沢渡字美野原、 大字四万字三ノ原、大字折田字成田原、大字五反田字蓑原、同字成田
	伊参地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業、 大字岩本、五反田（美野原、成田地域の重複地区を除く）、

		蟻川、大道
	名久田地域	法第3条第3項第1号、2号に掲げる事業、 大字平、横尾、大塚、赤坂、栃窪
	六合地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業 大字日影、赤岩、小雨、生須、入山

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

群馬県吾妻郡中之条町（特定農山村法・山村振興法・過疎法指定地域）

イ 対象農用地

(1) 対象農用地の要件

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

・勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の傾斜農用地を対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

・高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄地率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

(オ) 群馬県知事が地域の実情に応じて指定する農用地

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする

場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）

キ 土地改良通年施行等の取扱い等

(1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア土地改良通年施行は、次に掲げる要件を全て満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の6月30日（令和2年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イアの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

(2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

(3) 土地改良事業等の実施、地目の変更等により対象要件に変更があった農用地の取扱い土地改良事業等の実施、地目の変更等が集落協定に位置付けられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。

3 集落協定の共通事項

集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の間で締結されるものであって、次の(ア)から(ク)までの事項を規定したもの（ただし、(オ)については3の(2)のアの交付単価の額の交付金の交付を受ける集落協定の場合についてのみ必須事項、(カ)については、加算措置の適用を受ける場合についてのみ必須事項）とする。

(ア) 協定の対象となる農用地の範囲

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成することとする。

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(イ) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

(1) 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

(2) 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(ウ) 農業生産活動等として取り組むべき事項

(1) 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(エ) 集落マスタープラン

(1) 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

(2) 具体的活動計画

(1) により定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間

の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

(オ) 農用生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（集落戦略の作成含む）

協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「集落戦略」を作成することをいう。

集落戦略は、6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の(1)から(4)までの項目について合意形成を図るものとし、作成した集落戦略は、中之条町長へ提出するものとする。なお、上記の地図においては、以下に例示される①から④までの事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化を進めている場合は、その内容と整合を図る（既に実質化されている場合も同様）とともに、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

- (1) 協定農用地の将来像
- (2) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- (3) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- (4) 具体的な対策に向けた検討

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

協定に定める活動内容が農業生産活動等を継続するための活動の他、下記に定める地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には交付単価に所定額を加算するものとする。

なお、超急傾斜農地保全管理加算以外は体制整備のための前向きな活動（集落戦略の作成を含む）を行う事を加算の条件とする。

(1) 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地（田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算する。

(3) 集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

(4) 集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

(5) 生産性向上加算

農産物のブランド化、担い手への農地集積等生産性向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算する。

(キ) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。

また、町は毎年、集落協定の締結面積や交付金額等の実績を公表する。

(ク) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

(ケ) 集落協定は令和3年度以降に締結することも可能とする。

4 個別協定の共通事項

ア 実施要領第4の2の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権の設定等（以下「利用権の設定等」という。）又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託について締結されるものであって、次の(ア)から(カ)までの事項を規定したものとする（ただし、(カ)については加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

(ア) 協定の対象となる農用地

(イ) 設定権利等の種類

(ウ) 設定権利者、委託者名（出し手）

(エ) 設定権利等の契約年月日、契約期間

(オ) 交付金の使用方法

(カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項

イ 次のいずれかに掲げる認定農業者等が、アに掲げる事項に加えて、農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を協定に規定する場合は、実施要領第4の2の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす当該認定農業者等の自作地（農業者が農業生産活動等を行う農用地のうち、当該農業者が所有権を有するもの）も協定の対象とすることができる（ただし、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項については、実施要領3の(2)のアの単価の交付を受ける場合の必須事項）。

(ア) 一団の農用地すべてを耕作している者

(イ) 3ha以上の経営の規模を有している者

ウ 個別協定は令和3年度以降に締結することも可能とする。

5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 農業所得超過による除外者

集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次のアの式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者（当該農業者が水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地（以下「引受地」という。）である場合を除く。）

ア 農業者の所得の算定

$(\text{確定申告に基づく農業所得} + \text{専従者給与額} - \text{負債の償還額}) / \text{農業従事者数}$
当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

イ 算定に当たっての留意事項

(ア) アの負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額（当該

負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。)

b a 以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

(イ) 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が 150 日以上 150 日未満の農業従事者を「1」とし、農業従事日数が 60 日以上 150 日未満の者を「0.5」とする。この他に、家族内に、30 日以上 60 日未満の農業従事者が 2 名以上いる場合（合計就農日数が 60 日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例又は事業専従者控除の特例の対象となる者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて 6 ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第 6 の 1 の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近 3 ヶ年の「家計調査年報(総務省統計局)」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得(月平均世帯主収入×12 ヶ月)とする。

(2) 個別協定の場合においては、実施要領第 6 の 2 の(2)のイの認定農業者等で、同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業所得がある者を除くものとする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町が認定農業者等として認定する者とする。

6 交付金の使用方法

中之条町の交付金の使用方法については、次のとおり本町のガイドラインを定めるところとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 町は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による継続的な農業生産活動や体制整備に向けた活動に資する共同活動の費用として使用する。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費として支払う経費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農用地保全加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算）活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧や林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積及び傾斜の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、按分する。

(2) 個別協定の場合

町は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

7 実施状況の公表及び評価

町長は、中間年評価として、令和4年度の実施状況の確認に併せて集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、町長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。